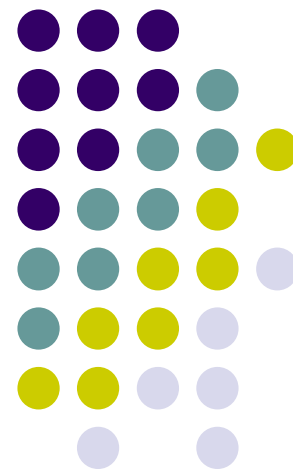


新たな「学習指導要領」における「森林」の 位置付けとその重要性

～教育的視点を併せ持った、地域と学校が連携した「森林ESD」
の提案～

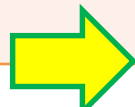


京都教育大学
山下 宏文

<新教育課程> 学校教育：目標の実現に向けて
社会と共有・連携することを基本方針とする

「社会に開かれた教育課程」の実現（中央教育審議会答申 H28.12.21）

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓ひらいていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



学校教育と社会教育の密接な連携（≒一体化）

森林ESDのとらえ方



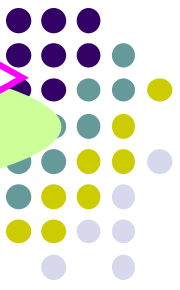
森林ESDによって

学校教育と社会教育が同じ目標
に向かう

森林環境教育のあり方の共通理解を図る

「緑の少年団」の活動 → 「森林ESD」の実践の場へ

森林EDSによって、〈学校教育 社会教育〉
森林環境教育のあり方の共通認識を図る！



「森林環境教育」のとらえ方のいろいろ

○体験主義：森林での体験そのものが目的
(in) → 感性を育てる

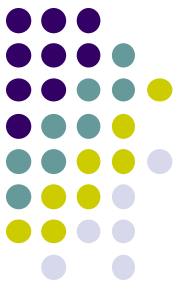
○知識主義：森林について正しく知ることが目的
(about) → 知識をもつ

○実践主義：森林で奉仕活動をするのが目的
(for) → 森林整備に参加する

○資質・能力主義：森林について知識・能力・実践
を統合することが目的

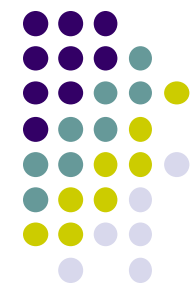
* 森林ESD(本来の森林環境教育)

資質・能力主義の森林環境教育（森林ESD）



*** 本来の環境教育は資質・能力主義である！**

- 環境とは、「関係」をあらわす概念である
 - environment=まわりの条件・影響・状況（関係）
 - surroundings=まわりのもの（存在）
- 環境教育のねらい
「環境問題の解決とよりよい環境の創造」
- 環境教育の三つの視点の統合
 - ・環境の中で/からの(in)・・環境を調べる力、感性
 - ・環境について(about)・・環境に関する正しい認識
 - ・環境のために(for)・・環境をよりよくする態度、参加



「持続可能な社会づくり」の構成概念とESDで重視する能力・態度

『学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究[最終報告書]』 国立教育政策研究所 2012. 3

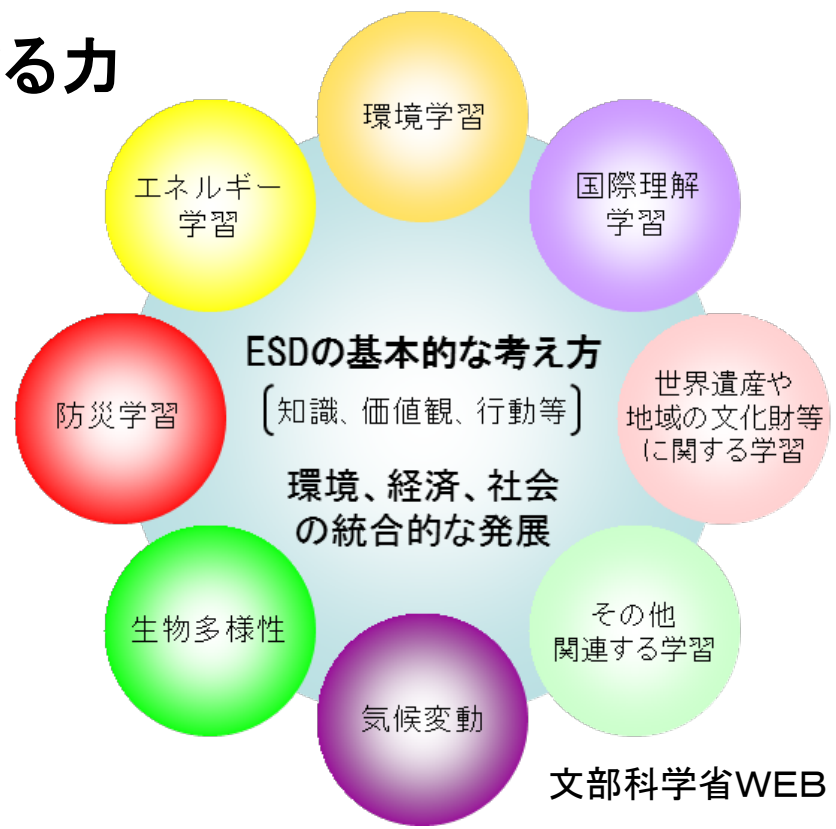
● 持続可能な社会づくりの構成概念

多様性 相互性 有限性 公平性 連携性 責任性

● ESDで重視する能力・態度

- ①批判的に考える力
- ②未来像を予測して計画を立てる力
- ③多面的、総合的に考える力
- ④コミュニケーションを行う力
- ⑤他者と協力する態度
- ⑥つながりを尊重する態度
- ⑦進んで参加する態度 など

①～④ 能力 ⑤～⑦ 態度



森林を活用して育むことが有効と考えられる資質・能力のイメージ (国土緑化推進機構)

○「学びの構成要素」に合わせて、「森林」で育むことが有効と考えられる資質・能力のイメージ(試案)

学びの構成要素	「森林」を扱うことで提供できると考えられる学び(例)
<p>In (森林の中で)</p> <p>関心、技能 判断力等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林は、四季折々の変化に富み、五感に訴求する多彩な表情を持った環境 ・ 森林は、不連続で、個人的な解釈が可能な自律的な構造を持つ <ul style="list-style-type: none"> → 豊かな感性・人間性を育む、様々な「体験活動」の場を提供 → 変化に富んで不連続が故に、注意力・柔軟性・適応力・共感力を育み、その空間を活用した「体験活動・協同作業」等により、コミュニケーション力・判断力を育む → 個人的な解釈が可能で、自然物は自由な扱いが可能であるが故に、想像力・コミュニケーション力、創造力・論理的思考力を育む → 自然環境への関心や、問題解決に向けた技能を育成
<p>about (森林についての)</p> <p>知識、理解・認識、 思考力等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林は、地球温暖化防止や生物多様性保全、国土保全から森林レクリエーションまで、人間活動との関わりが深い「多面的機能」を有している ・ 「森づくりのサイクル」により、“持続性”の概念の理解がしやすい ・ 森林問題は、環境的事象だけでなく社会的・経済的事象まで、地域規模から地球規模まで密接に関連して発生 <ul style="list-style-type: none"> → 多面的・総合的なものの見方・知識や思考力、持続可能な社会の考え方の理解・認識 → これらもとで、問題解決に向けた思考力を育む機会を提供
<p>for (森林のための)</p> <p>参加、行動・態度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが森林の多面的機能の受益者であり、身近に課題(手入れ不足等)がある森林が存在 <ul style="list-style-type: none"> → 問題・現象が発生する背景への当事者意識を持って、身近な地域で参加しやすい → 共感が得やすいので、誰でも問題解決に向けた具体的な行動・態度を育みやすい

【参考】環境教育指導資料「環境教育の定義」

①環境や環境問題に関心・知識を持ち、②人間活動と環境の関わりについて総合的な理解と認識の上にならって、③環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、④持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること。

森林ESD：新教育課程の趣旨（理念）とまさに一致



< 森林ESDの考え方 >

社会的課題への対応

教育的課題への対応

持続可能な開発のための教育（ESD）

持続可能な社会の実現
健全な森林の維持
地球温暖化防止

環境教育

森林環境教育

（各活動）

ESD能力・態度

- ①批判
- ②未来
- ③他面
- ④伝達
- ⑤協力
- ⑥関連
- ⑦参加

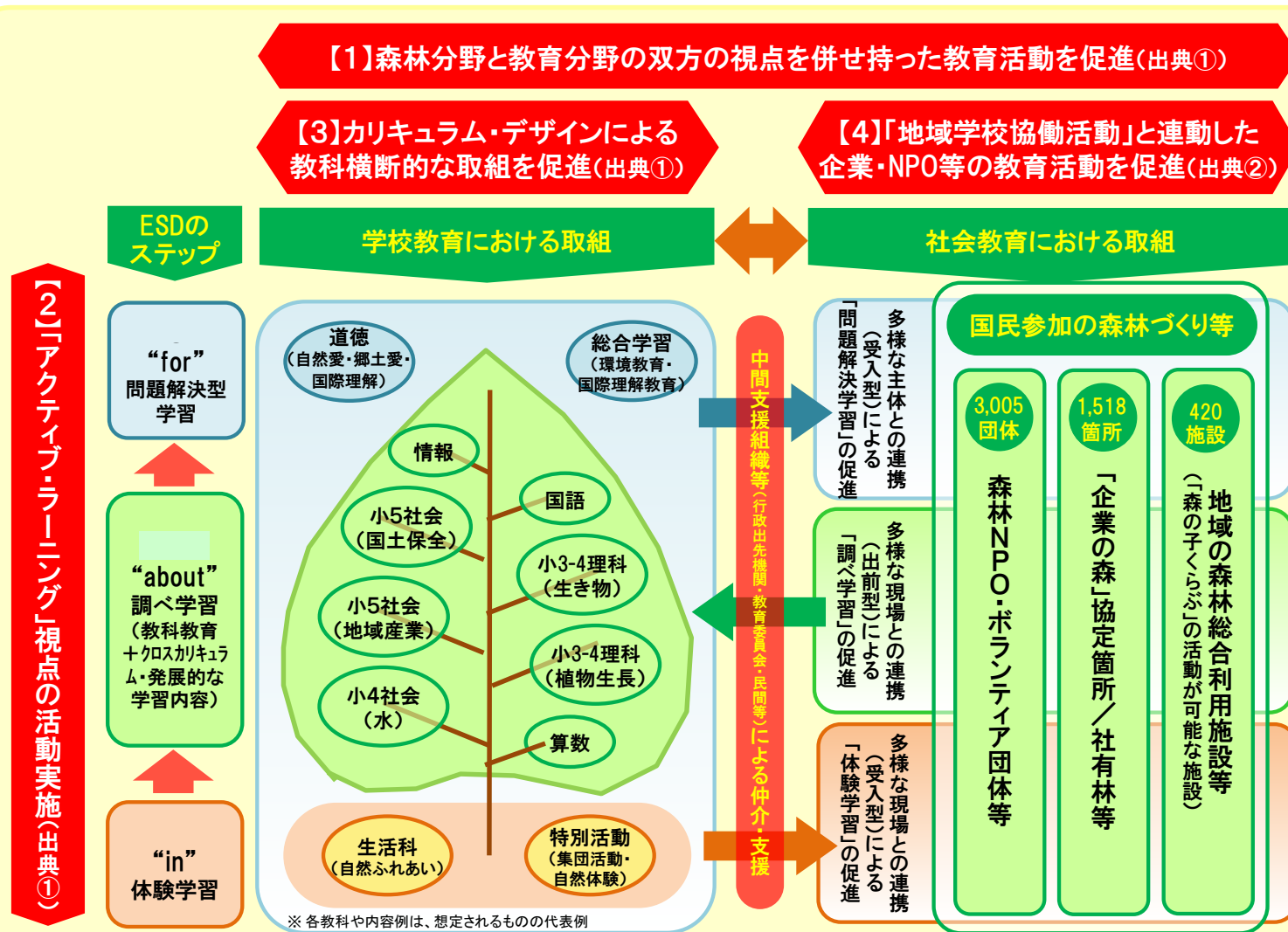
育成すべき資質・能力

- ・知識・技能
 - ・思考力・判断力・表現力
 - ・学びに向かう力・人間性
- 社会に開かれた教育課程

主体的・対話的で深い学び

「森林ESD」の4つのポイントと、促進の仕組み(イメージ)(国土緑化推進機構)

- 【1】森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持ち(P.5対応)、【2】「アクティブ・ラーニング」の視点(p.3対応・以下同)、【3】教科横断的な視点を持った教育活動、【4】「地域学校協働活動」と連動した企業・NPO等の教育活動を促進



(根拠となる参考資料)

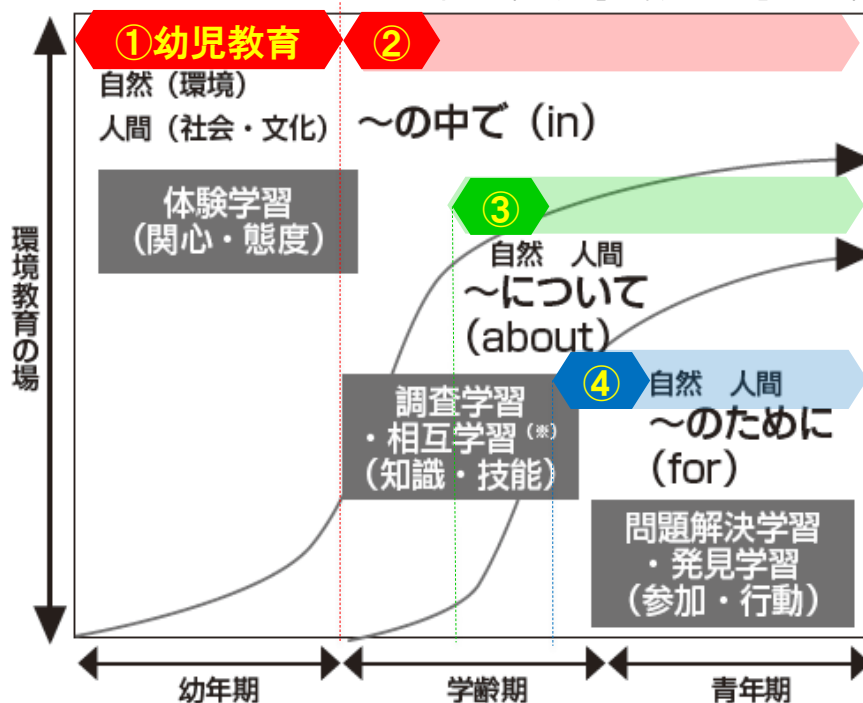
出典①: 中央教育審議会 教育課程特別部会 審議のまとめ案(平成28年8月)の内容と対応

出典②: 「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)に記載の実施内容と対応

幼児期と学齢期が一体となった段階的な「森林ESD」の推進(国土緑化推進機構)

- 生涯学習や環境教育等の文脈においては、子どもの発達段階を鑑みて、3つのタイプの「アクティブ・ラーニング」(in[体験学習]、about[調査学習等]、for[問題解決学習等])の視点からの教育活動が促進されてきた。
- 「森林ESD」では、3つのタイプのアクティブ・ラーニングを重視するが、学齢期においては、学習指導要領等で教育内容が規定されていることや、体験活動を行うための場所や移動手段、指導者等の制約が多く、体験活動を一般的に行えるのは「特別活動」等に限られる。
- 他方、子どもの発達段階を鑑みると、体験活動は幼児期から行うことが適切であり、また「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」等は「環境を通じた教育・保育」を基本とする中で、in[体験学習]を促進する観点では親和性も高く、「森のようちえん」や「自然保育」への関心が高まっている状況。
- そこで、これまでの「森林環境教育」では、小学校における取組が中心的に展開されてきたが、「森林ESD」においては幼児期と学齢期(主に小学校)が一体となった取組を呼びかけていくこととする。

(『生涯学習と環境教育』阿部、1993年を元に加筆)

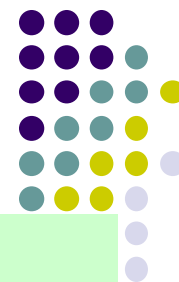


※ グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等

段階的な「森林ESD」の推進

発達段階	in (体験学習)	about (調べ学習)	for (問題解決学習)
① 幼児教育	● (森林・自然保育等認定・認証園、森のようちえん等)		
② 小学校低学年	● (緑の少年団等) [In/体験学習]		
③ 小学校中学年		● (緑の少年団等) [about/調べ学習]	
④ 小学校高学年		(緑の少年団等) [for/問題解決学習]	●

社会的課題と教育的課題への対応



<社会的課題>

- 持続可能な社会の実現
- 日本の危うい森林状況とその打開
- 地球温暖化の進行と温暖化効果ガスの排出削減
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法/H.23.6)「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(旧法/H.15.7)の施行(H.24.10)

<教育的課題>

- 新教育課程で育成を目指す資質・能力
- 主体的・対話的で深い学び
- 子どもの心の育成 体験的な道徳／問題解決的な道徳
- 地域とともにある学校 社会に開かれた教育課程

育成を目指す資質・能力の三つの柱

(中央教育審議会答申 平成28.12.21)



① 何を理解しているか、何ができるか

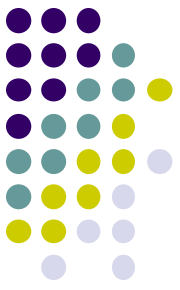
(生きて働く「知識・技能」の習得)

「個別の事実的な知識のみを指すものではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものを含む」 「そうした概念が、現代の社会生活にどう関わってくるかを考えていけるようにするための指導も重要である」*

② 理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)

③ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

「主体的に学習に取り組む態度を含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの」「多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど人間性に関するもの」



育成を目指す資質・能力の具体化

(中央教育審議会答申 平成28.12.21)

○ 教科等において育まれる資質・能力

→ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」

○ 教科等を超えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力

→ 言語能力 情報活用能力

○ 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

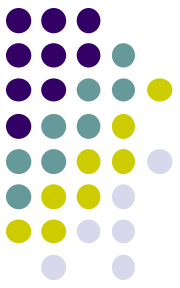
- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力

持続可能な開発目標(SDGs) — 2015.9 国際社会全体の開発目標 2030年を期限

- ① 貧困
- ② 飢餓
- ③ 保健
- ④ 教育
- ⑤ ジェンダー
- ⑥ 水・衛生
- ⑦ エネルギー
- ⑧ 成長・雇用
- ⑨ イノベーション
- ⑩ 不平等
- ⑪ 都市
- ⑫ 生産・消費
- ⑬ 気候変動
- ⑭ 海洋資源
- ⑮ 陸上資源
- ⑯ 平和
- ⑰ 実施手段

育成を目指す資質・能力を育てるための 「主体的・対話的で深い学び」

(中教審答申 平成28.12.21)



主体的な学び: 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び: 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び: 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

森林ESDは「主体的・対話的で深い学び」そのものである！

森林政策における森林環境教育

1970年代 環境への関心（林業：自然破壊イメージ）

1977年 小学校社会科の内容から「林業」がなくなる

1980年代 森林政策として教育への着目開始

1990年代 森林政策の一環としての森林・林業教育

1994年 「林業普及指導事業検討会報告」

1998年 森林・林業教育センター設置（全国林業改良普及協会）

2000年代 森林政策としての森林環境教育の推進

1999年 「今後の森林の新たな利用の方向」（中央森林審議会）

2001年 「森林・林業基本計画」（森林環境教育の推進）

2010年代 学校教育と協働した森林環境教育への模索

2014年 「企業・NPOと学校・地域をつなぐ森林ESDに関する研究会」
（国土緑化推進機構）

2016年 「森林・林業基本計画」（ESDとしての森林環境教育の推進）

学校における森林・林業の扱い(小学校社会科、理科教科書)

1940年代後半 林業の発展と資源の保護

社会 林業の復興 森林の保護

理科 森林の効用 森林愛護

1950年代 森林資源の積極的開発・利用

社会 林業の発展 理科 森林の保護

1960年代後半～ 時代の変化に即応した対応

社会 林業の合理化 理科 森林の生態

1970年代後半～ 環境としての森林

社会 森林の機能 理科 森林のしくみ

1990年代～ 森林資源の公益的機能重視と

国民一人一人のかかわり

社会 森林の機能とその保全

改訂「学習指導要領」(平成29年3月)のポイント ～森林・林業等に関連する事項～ (国土緑化推進機構)

【各教科等】

教科	学年	記載されている内容(森林・林業等関連事項)
社会	3年	・身近な地域や市の様子
	4年	・飲料水の安定供給 ・自然災害から人々を守る活動 <i>(災害を自然災害と明示)</i>
	5年	・国土の自然環境と国民生活 <i>(取扱いの内容が本文へ)</i> ・自然災害から国土を保全し国民生活を守るための対策 ・森林の育成や保護に従事している人々の役割 ・森林資源の分布や働きと役割
理科	全般	<i>(目標に「(自然を愛する心情や)主体的に問題解決しようとする態度を養う。」が追加)</i>
	3年	・身の回りの生物と環境
	4年	・動物の活動や植物の成長と環境との関わり
	5年	・流れる水の働きと土地の変化 <i>(台風と降雨に伴う自然災害についても触れることが追記)</i>
	6年	・植物の養分と水の通り道、生物と環境
生活	1～2年	・地域に愛着を持ち、自然を大切にする <i>(児童が具体的な活動や体験を基づく活動とすることを追記)</i>

教科	学年	記載されている内容(森林・林業等関連事項)
図画 工作	1～2年	・造形的な活動を思いつくこと、身近な材料や用具になれること
	3～4年	・身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思いつくこと、材料や用具を適切に扱うこと
	5～6年	・材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思いつくこと、表現方法に応じて材料や用具を活用すること <i>(表現方法に応じて材料等を選ぶこと等が追記)</i>
家庭	5～6年	・自分生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 <i>(環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫することが追加)</i>
道徳	1～2年	・身近な自然に親しみ動植物に優しい心で接する
	3～4年	・自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にする
	5～6年	・自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする
総合的な 学習の時間		・自然体験などの体験活動を積極的に取り入れる。
特別活動 (学校行事)		・自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむ <i>(体験的な活動を通して資質・能力を育むことが追加)</i>

新学習指導要領における「森林」の扱い



平成29年版 小学校社会科第5学年

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

<知識及び技能>

(イ) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。

(エ) 地図帳や各種の資料で調べ、まとめること。

<思考力, 判断力, 表現力等>

(イ) 森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること。

<内容の取扱い>

国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。